

# CEDAW総括所見を読むための 資料集・リンク集

第89会期女性差別撤廃委員会（CEDAW）において行われた日本報告審議（2024年10月17日）を踏まえてCEDAWから総括所見が公開されました。

多くの懸念事項や勧告が記された総括所見を活かして日本のジェンダー平等を進めるために何ができるのか。まずは、勧告を読まなければ始まりません。国際女性の地位協会が4回シリーズで「日本の課題 CEDAW総括所見を読む会」をオンライン開催した際に作成した、総括所見に書かれている耳慣れない用語や法律・条約などについての補足説明やリンク集を公開します。多くの方にご活用いただければ幸いです。

不十分なもの、不完全なものもあると思いますので、追加情報やお気づきの点があれば、お知らせいただくと幸いです。 <https://www.jaiwr.com/>



国際女性の地位協会

2025年2月作成

<https://www.jaiwr.com/>

## 1. 全体に関連する資料

- CEDAW総括所見2024年、NGOレポート、日本政府報告、過去の総括所見（JNNC）  
[日本報告関連 - 日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク JNNCIV](#)
- CEDAW条約条文（内閣府男女共同参画局ホームページ）  
[女子差別撤廃条約全文 | 内閣府男女共同参画局](#)
- CEDAW一般勧告（内閣府男女共同参画局ホームページ） 委員会の解釈基準  
[女子差別撤廃条約一般勧告 | 内閣府男女共同参画局](#)
- CEDAW日本報告審議の録画（国連WebTVアーカイブ）  
第2104回（午前中） [2104th Meeting, 89th Session, Committee on the Elimination of Discrimination against Women \(CEDAW\) | UN Web TV](#)  
第2105回（午後） [2105th Meeting, 89th Session, Committee on the Elimination of Discrimination against Women \(CEDAW\) | UN Web TV](#)
- 第5次男女共同参画基本計画  
[基本計画 | 内閣府男女共同参画局](#)
- 男女共同参画会議（第73回）2024年12月13日（第6次男女共同参画基本計画策定:特に、資料3：策定の体制・日程など。 資料6：連合芳野会長の意見書）  
[男女共同参画会議（第73回）議事次第 | 内閣府男女共同参画局](#)
- 第6次基本計画策定専門調査会（第1回）2024年12月24日  
[第6次基本計画策定専門調査会（第1回）及び計画実行・監視専門調査会（第38回）議事次第 | 内閣府男女共同参画局](#)
- 持続可能な開発目標 ターゲット5： ジェンダー平等を実現しよう  
[5. ジェンダー平等を実現しよう | SDGsクラブ | 日本ユニセフ協会（ユニセフ日本委員会）](#)

## 2. 総括所見（2024年10月）各パラグラフに関連する資料・関連リンク

### ◆パラ8 国会

「A/65/38」は国連文書の番号。A/65/38は、CEDAW第44会期（2009/7/20-8/7）と第45会期（2010/1/18-2/5）の報告を国連総会第65会期の文書としてまとめて2010/4/30に公表したCEDAW報告で、その中の第2部付属VIに掲載されている「国会と女性差別撤廃条約：女性差別撤廃委員会と国会議員の関係に関する声明」出典はCEDAW第45会期  
[https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=INT%2FCEDAW%2FSUS%2F45%2F21106&Lang=en](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=INT%2FCEDAW%2FSUS%2F45%2F21106&Lang=en)

◆パラ12 女性差別の定義と差別的な法律

[一般勧告第28号 女子差別撤廃条約第2条に基づく締約国の主要義務（2010年、第47回会期）](#)

持続可能な開発目標ターゲット5.1：すべての女性と女の子に対するあらゆる差別をなくす

◆パラ13, 14 女性と平和と安全保障

- ・「女性と平和と安全保障フォーカルポイント・ネットワーク」ノルウェーと共同議長を務める会議@東京（2025年2月4, 5日）

[Tokyo Meeting - WPS Focal Points Network](#)

◆パラ15, 16 国家の域外義務

国連に提出された関連NGOレポートの情報：MENA Fem for Economic, Development, and Ecological Justice というNGOが北アフリカの日本企業のケースを取り上げている。下記リンク先からInfo from Civil Society Organizations (for the session)をクリック。

[https://tbinternet.ohchr.org/\\_layouts/15/treatybodyexternal/SessionDetails1.aspx?SessionID=2715&Lang=en](https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/treatybodyexternal/SessionDetails1.aspx?SessionID=2715&Lang=en)

◆パラ19, 20 女性の地位向上のための国内本部機構

- 国内本部機構の事務局としての内閣府男女共同参画局
- 第5次男女共同参画基本計画：[https://www.gender.go.jp/about\\_danjo/basic\\_plans/5th/index.html](https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/index.html)
- 2025年度（令和7年度）に第6次男女共同参画基本計画が策定される予定です。
- 前回の総括所見（CEDAW/C/JPN/CO/7-8, para. 17）：[https://www.gender.go.jp/international/int\\_kaigi/int\\_teppai/pdf/C07-8\\_j.pdf](https://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/pdf/C07-8_j.pdf)
- 北京宣言と行動綱領：[https://www.gender.go.jp/international/int\\_standard/int\\_un\\_initiative/index.html](https://www.gender.go.jp/international/int_standard/int_un_initiative/index.html)
- UNwomen協会：<https://www.unwomen-nc.jp/?p=4912>
- ジェンダー平等を主流化  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100489425.pdf>

◆パラ21, 22 国内人権機関

- ・「パリ原則」 [法務省：国内機構の地位に関する原則（パリ原則）](#)
- ・ [日本弁護士連合会：政府から独立した人権機関の設立に向けた取組（政府から独立した人権機関実現委員会）](#)
- ・ [なぜ国内人権機関は必要なのか | ヒューライツ大阪（一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター）](#)
- ・ 諸外国の国内人権機関リスト [法務省：諸外国の国内人権機構等一覧](#)

◆パラ27, 28 女性に対するジェンダーに基づく暴力

- ・持続可能な開発目標の公的および私的領域におけるすべての女性と少女に対するあらゆる形態の暴力の根絶に関するターゲット5. :<https://www.ungcjin.org/sdgs/goals/goal05.html>

◆パラ33, 34 「慰安婦」

- ・経済社会理事会決議1158 (XLI) : 「XL」はローマ数字の41で経済社会理事会第41回会期

◆パラ35, 36 政治および公的活動への平等な参加

- ・(c) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 2018年制定、2021年改正  
[政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 | 政治分野における男女共同参画 | 内閣府男女共同参画局](#)
- ・(d) 第5次男女共同参画基本計画 : 2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める。

◆パラ37, 38 教育

- ・ユネスコのサイトに掲載されている国際セクシュアリティ教育ガイダンス

<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000374167>

国際セクシュアリティ教育ガイダンス(ITSE, International technical guidance on sexuality education) : 国連教育科学文化機関・ユネスコ(UNESCO)、国連合同エイズ計画(UNAIDS)、国連人口基金(UNFPA)、国連児童基金・ユニセフ(UNICEF)、国連女性機関(UN Women)、世界保健機関(WHO)、が協同し、セクシュアリティ教育に関わる世界の国々の専門家の研究と実践を踏まえて発表されたもの。2009年に初版、2018年に改定され、国際的な性教育の指針となっている。

◆パラ39, 40 雇用

- (a) ILO100号条約「同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約」(第34回総会で1951年6月29日採択。条約発効日 : 1953年5月23日。日本の批准 : 1967年8月24日批准)
- (d) 2019年に成立した「パワー・ハラスメント」に関する規制 : 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(労働施策総合推進法) が2019年に改正され、職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主に義務付けられた
- (f) 男女雇用機会均等法の間接差別 : 性別以外の事由を要件とする措置であって、他の性の構成員と比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与えるものとして省令で定めている措置 (※以下の①~③) を、合理的な理由なく、講じることをいいます。
  - ①労働者の募集または採用に当たって、労働者の身長、体重または体力を要件とするもの
  - ②コース別雇用管理における「総合職」の労働者の募集または採用に当たって、転居を伴う転勤に応じることができること(「転勤要件」)を要件とするもの
  - ③労働者の昇進に当たって、転勤の経験があることを要件とするもの

- ・SDGs 目標8「働きがいも経済成長も」 8.5「男性も女性も、働きがいのある人間らしい仕事をできるようにする。そして、同じ仕事に対しては、同じだけの給料が支払われるようにする。」

(k) IL0189号条約「家事労働者の適切な仕事に関する条約」（第100回総会で2011年6月16日採択。2013年9月5日発効。日本の批准状況：未批准）

その特殊性により労働・社会保障法の適用対象外になることが多い家事労働者を労働者と認定し、その労働条件改善を目指して制定された。雇用関係の枠内で家事労働に従事する者を家事労働者とする。

#### ◆パラ41, 42 健康

- ・SRHR（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：性と生殖に関する健康と権利）とは、自分の体、性と生殖について、誰もが十分な情報を得られ、自分の望むものを選んで決められること。そのために必要な医療やケアを受けられること。私たちが心も体も健やかに、自分らしく充実した人生を生きるうえで欠かせない「基本的人権」（ジョイセフ）

(a) 緊急避妊薬について、世界の約90カ国では既に処方箋なしで薬局での購入が可能。日本では医師の処方箋がなくても適正に販売できるかを検証する調査研究2023年11月28日～

(b) 母体保護法第14条（医師の認定による人工妊娠中絶）

第14条 都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定する医師（以下「指定医師」という。）は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

一 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの

二 暴行若しくは脅迫によって又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの

2 前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなったときには本人の同意だけで足りる。

(c) 経口中絶薬 2023年4月21日に、日本でも経口中絶薬の発売が認可された。保険は適用されない。自由診療扱いで、全額自費となる。経口中絶薬による人工妊娠中絶の費用は、薬価が約5万円と言われているため、検査費、入院費等を含めると施術全体で10万円前後の負担に。処方するには2つの条件があります。「母体保護法指定医」であることと、「入院可能な医療機関」であること

41. (e)、42. (f) 2023年10月25日最高裁判決

トランスジェンダー当事者が戸籍上の性別を変更するためには、生殖機能をなくす必要があると定めた性同一性障害特例法の「手術要件」について、最高裁大法廷は10月25日、個人の尊重を定めた憲法13条に反し「違憲」と判断した。15人の裁判官全員一致

・「性同一性の性別の取扱いの特例に関する法律」第3条

（性別の取扱いの変更の審判）

第3条 家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

一 20歳以上であること。

二 現に婚姻をしていないこと。

- 三 現に未成年の子がいないこと。
- 四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
- 五 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。

◆パラ43 女性の経済的エンパワーメント

- ・相対的貧困率 米国は21年に15.1%、英国は20年に11.2%
- ・グローバル・デジタル・コンパクト（2024年9月国連「未来サミット」で採択）  
<https://www.asahi.com/sdgs/article/15488479>

◆パラ44(b) サプライチェーン

原材料の調達から生産、加工、流通、販売に至るまでの製品の供給や生産、物流、販売などの一連の流れを指す言葉です。直訳すると「供給の連鎖」を意味し、この一連のつながりを鎖（Chain）に見立てた言葉です。サプライチェーンは、自社だけでなく、部品メーカーや材料メーカー、配送業者、卸業者、小売業者など、モノが製造されて販売されるまでのフロー全体を捉えます

◆パラ45, 46 農山漁村女性

- ・所得税法56条  
[https://www.nouminren.ne.jp/topics/news/2024/1125\\_1134.html](https://www.nouminren.ne.jp/topics/news/2024/1125_1134.html)
- ・「親族に支払われる対価に関する税制上の取扱い — 所得税法第56条・第57条をめぐる諸課題 —」高木夏子、立法と調査 2020. 11 No. 429  
[https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou\\_chousa/backnumber/2020/pdf/20201102036.pdf](https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2020/pdf/20201102036.pdf)
- ・女性差別撤廃条約 一般勧告（男女共同参画局サイト）  
[https://www.gender.go.jp/international/int\\_kaigi/int\\_teppai/gr.html](https://www.gender.go.jp/international/int_kaigi/int_teppai/gr.html)  
[一般勧告第34号 農山漁村女性の権利（2016年、第63会期） \[PDF:445KB\]](#)
- ・SDGs 5.a  
女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
- ・家族経営協定  
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/jyosei/kyoutei.html>

◆パラ47, 48 不利な立場にある女性のグループ

- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律  
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>  
事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化された

#### ◆パラ49, 50 気候変動と災害リスク削減

- ・一般勧告第37号  
[一般勧告第37号 気候変動の状況下における防災のジェンダー関連の側面に関する一般勧告（2018年、第69会期）](#) [PDF:439KB] 
- ・ブルーエコノミー  
<https://www.nomuraholdings.com/jp/sdgs/article/059/>  
<https://www.wwf.or.jp/activities/basicinfo/5320.html>

#### ◆パラ51, 52 結婚と家族関係

- ・[一般勧告第29号 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約第16条に関する一般勧告 婚姻、家族関係及びその解消の経済的影響（2013年、第54会期）](#) [PDF:239KB] 

#### ◆パラ57 その他の条約の批准

- ・「主要な国際人権条約と批准状況の一覧」ヒューライツ大阪  
<https://www.hurights.or.jp/archives/treaty/un-treaty-list.html>

#### ◆パラ59, 60 次回報告書の作成

- ・「国際人権諸条約の下での報告に関する協調ガイドライン」(HRI/GEN/2/Rev.6, chap. I)  
[hri\\_gen\\_2\\_rev6.pdf](#) <日本語>、 [untitled](#) <英語>

---

#### 総括所見を読む会でた質問・コメント未解決リスト

- ・パラ17, 18（女性に対する司法アクセス）コミュニティ・ベースの紛争解決とは何をさすのか
- ・「懸念する」（is concerned）、「懸念をもって留意する」（notes with concern）はどうか。単に単語を繰り返さないように別の表現を使ったのか、それとも強弱があるのか。
- ・パラ89(c)（雇用）「インフォーマル経済」とは何をさすのか。雇用される労働者に関する記述と解釈して、パラ40(k)で言及されている「家事労働者」をさすものと説明したが、参加者からの質問があり、雇用されない「フリーランス」なども含まれるかもしれないとコメントした。